

役員、評議員及び評議員選任・解任委員
の報酬等に関する規程

社会福祉法人 山中福社会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 山中福祉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めたものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

(理事長の報酬)

第 3 条 理事長の報酬は別途定める「社会福祉法人山中福祉会 理事長規程」による。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の報酬)

第 4 条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び委員が委員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。

2. 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
3. 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
4. 委員が委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第 6 条 役員、評議員及び委員が、法人業務のために出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費を支給することができる。

2. 旅費は実費支給とする。
3. 業務遂行に必要な経費は、原則として実費支給する。
4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 8 条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成 24 年 1 月 19 日より適用する。
2. 平成 24 年 5 月 29 日一部改訂(役員報酬額)
3. 平成 28 年 4 月 1 日一部改訂 (理事長規程制定に伴う変更)
4. この規程は、平成 29 年度第 1 回評議員会において規程が承認された日より施行する。
承認がされた日：平成 29 年 6 月 23 日

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	8,000 円
評議員会出席報酬等	8,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	8,000 円

1. (法定控除)

上記報酬については、所得税等法令に定められた額を控除した額である。

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	20,000 円
監事監査指導報酬等	20,000 円
評議員選任・解任委員業務報酬等	20,000 円

1. (法定控除)

上記報酬については、所得税等法令に定められた額を控除した額である。

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実 費	20,000 円	20,000 円	実 費

1. (法定控除)

上記報酬については、所得税等法令に定められた額を控除した額である。